

## 財務諸表に対する注記（本部）

### 1. 重要な会計方針

該当なし

### 2. 採用する退職給付制度

該当なし

### 3. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 本部財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 本部事業活動明細書(会計基準別紙4)

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 5. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特

該当なし

### 6. 担保に供している資産

該当なし

### 7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 8. 重要な後発事象

該当なし

### 9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし